## 鳥取県沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (漁船リース:水産課長が定める日まで) (機器等整備:事業着手の30日前まで)

(交付申請から30日以内)



3. 事業開始



4. 実施状況報告 (漁船リース:9月末時点を10月10日まで)



5. 事業完了



6. 実績報告書提出

(事業完了から30日以内)

◎補助金の支払い

<u>資料提出・問い合わせ先</u> 鳥取県農林水産部水産課 漁業経営担当 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 0857 - 26 - 7313 suisan@pref.tottori.lg.jp